

呉市水道局建設工事入札有資格者名簿登録に係る建設工事の業種の追加
に関する取扱基準

財務課

(申請の受付)

第1条 建設工事の業種の追加については、建設工事入札参加業種追加申請書(別紙様式。以下「申請書」という。)により随時受け付けるものとする。

(資格審査)

第2条 前条による申請書の提出があったときは、申請内容(建設業法にかかる許可、経営事項審査結果通知書、技術者名簿等)を確認の上、呉市水道局工事請負業者選定に関する規程(昭和63年呉市水道局規程第8号。以下「規程」という。)第3条に規定する「指名業者選定委員会」(以下「委員会」という。)の審査に諮るものとする。

(追加登録)

第3条 委員会は、規程第6条及び第7条に基づき審査を行い、適格であると認めたときは呉市水道局建設工事入札参加有資格者名簿に追加登録するものとする。

(登録及び事務処理)

第4条 前3条のうち、毎月10日までに申請を受け付けたものに関して、翌月の1日に名簿に登録するように事務処理するものとする。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から実施する。

建設工事入札参加業種追加申請書

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者 殿

(申請者)

所在地

商号又は名称

職 氏 名

印

(担当者

)

呉市水道局建設工事入札有資格者名簿の建設工事の種類について、下記のとおり業種の追加を申請します。

1 建設業の許可番号 国交大臣・ 知事 第 - 号

2 申請業種

(添付書類：提出書類の にチェックをつけること)

建設業許可証明書 (写)

建設業変更届出書 (写)

経営事項審査結果通知書 (写)

技術職員名簿 (経営事項審査申請書の別紙二の写)

(注意事項)

・ 経営事項審査結果通知書の完成工事高のない業種は、申請できません。